

丹波篠山市充電インフラ整備補助金のご案内

電気自動車（BEV）等の普及促進と、市内における充電インフラの整備拡充を目的として、市内に公共用急速充電器を設置する事業者に対し、補助金を交付します。

1 申請受付期間（第2次募集）

令和8年9月1日（火）～令和8年12月4日（金）※予算到達次第受付終了

2 補助金交付対象者

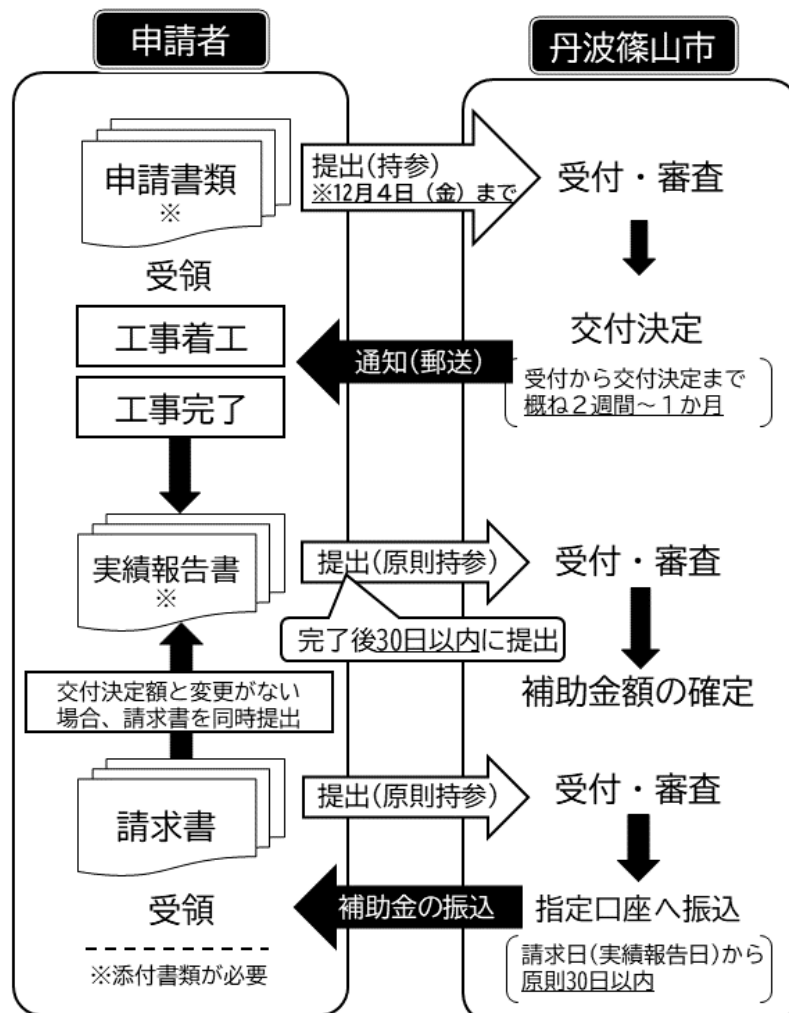
① 以下の（１）又は（２）に該当する方

（１）自ら所有する土地で補助対象事業を実施する方

（２）他の者が所有する土地に、その所有者から許諾を得て補助対象事業を実施する方（リース契約可）

② 補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない方

3 申請の流れ



4 補助対象項目と補助要件

補助対象項目	補助要件
急速充電器	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電するための急速充電器であって、下記の要件を全て満たすもの (1) 経産省補助金の補助対象充電設備として指定されていること (2) 充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものであること (3) 中古の充電設備でないこと (4) 一基当たりの定格合計出力が <u>50kW 以上の急速充電器</u> であること (5) 充電設備本体が O C P P 1.6 以降に準拠していること (6) 市内に敷地を有する <u>以下の施設又は場所に設置するものであること</u> <u>①商業施設 ②観光施設 ③飲食施設 ④交通拠点</u> ※高速道路や特定の者に利用を限定する場所（工場敷地内や個人宅など）に設置されるものは対象外です。 (7) <u>原則として年中無休かつ24時間利用可能であること</u> ※故障、メンテナンス作業及び災害等による停止は除きます。 (8) 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあり、利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと ※ただし、駐車料金の徴収は妨げません。 (9) 充電設備の利用に係る料金を徴収すること (10) 充電場所を示す案内板を当該施設等の入り口付近に設置し、充電設備の場所、出力及び利用可能時間等の情報を、インターネット等を通じて広く一般に公開し、利用者が確認できること (11) 同一地区内に24時間利用可能な急速充電器が2箇所以上設置されていないこと ※<u>令和8年4月1日時点で、要件を満たす急速充電器はありません。</u>

※年度内に工事完了される方が対象です。※適正管理・処分制制限期間は5年間です。

5 補助金額及び上限額

補助金額	上限額
補助対象事業に係る設備本体価格及び設置工事費（税抜き）から国等の補助金や値引き等を除いた額 ★設置工事費は、※経産省補助金において充電設備等設置工事申告に申告額として計上できる項目とします。 ※クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金	100 万円

6 申請方法

申請用紙等は、下記で配布、または市ホームページからダウンロードできます。
上記書類をすべて揃えて、窓口まで直接ご提出ください（令和8年12月4日締切）。

【申請先】丹波篠山市 環境みらい部 農村環境課 創造農村室（本庁舎2階）

住 所：〒669-2397 丹波篠山市北新町4-1

TEL：079-552-5013 FAX：079-552-0619

E-mail：kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp

7 申請に必要な書類

補助金を申請するには、充電設備整備前に以下の書類の提出が必要です。

必 須 書 類	☐	1 補助金交付申請書（市様式：様式第1号）
	☐	2 事業内容計画書（市様式：別紙1号）
	☐	3 見積書の写し ※補助対象経費の内訳と事業内容が確認できるもの。
	☐	4 要部写真（①～②それぞれ撮影日が分かるもの）
		①工事前の遠景 ②工事前の近景
	☐	5 設置場所見取図
	☐	6 平面図
	☐	7 配線ルート図
	☐	8 電気系統図
	☐	9 設備の仕様内容が分かるもの（カタログの写し等）
	☐	10 設置する箇所の案内図 ※地図など
	☐	11 登記事項証明書
該 当 時 提 出 書 類	☐	◆ <u>設置場所の所有者や管理者が申請者以外（リース業者による申請など）の場合</u> 設置場所所有者・管理者同意書（市様式：書式1）
	☐	◆ <u>リース契約により充電設備を整備する場合</u> リース事業を生業とすることを証する書類

8 交付決定・事業開始

申請後、補助金の交付が決まれば交付決定通知書をお送りします。

必ず交付決定通知日（通知書記載の日付）以降に契約・整備を行ってください。

9 事業の変更・中止

交付決定後に事業を変更・中止する場合は、市に届出を行う必要があります。

※該当する可能性がある場合は、お早めにご相談ください。

10 充電設備整備後に提出する書類（実績報告）

充電設備の整備完了後、30 日以内（または3月末日いずれか早い日）に下記書類を提出してください。

必 須 書 類	☐	1 実績報告書（市様式：様式第6号）
	☐	2 事業内容報告書（市様式：別紙2号）
	☐	3 発注書の写し※リース業者の場合は、リース契約書の写しによる代用可
	☐	4 請求書の写し ※リース業者の場合は、納品書（または物件引渡確認書）の写しによる代用可
	☐	5 領収書の写し ※社印等の押印があるもの ※申請者がリース業者の場合は、支払済みが確認できる書類（振込明細等）の写しによる代用可
	☐	6 保証書の写し
	☐	7 要部写真（①～④それぞれ撮影日が分かるもの） ①工事中の遠景 ②工事中の近景 ③工事後の遠景 ④工事後の近景
	☐	8 補助金等交付請求書（市様式：規則様式第3号） ※日付を空けて提出してください。
該 当 時 提 出 書 類	☐	◆ <u>リース契約により充電設備を整備する場合</u> ①リース契約書の写し ②リース料金の算定根拠明細書（市様式：書式2）
	☐	◆ <u>申請時から事業内容を変更した場合</u> ※「8 事業の変更・中止」参照 申請時の必須書類5～8

11 問い合わせ先

丹波篠山市 環境みらい部 農村環境課 創造農村室（本庁舎2階）

〒669-2397 丹波篠山市北新町4-1

TEL：079-552-5013 FAX：079-552-0619

E-mail：kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp